

令和6年4月27日

主催者様及び舞台技術関係者の皆様へ

那覇文化芸術劇場なはーとでの保護帽(ヘルメット)着用についてのお願い

平素より、那覇文化芸術劇場なはーとをご利用いただきありがとうございます。

当劇場では、労働安全衛生法一部改正に伴い、2024年5月1日より保護帽(以下、ヘルメットという。)の着用につきまして、以下の安全措置基準を設けることといたしました。

◆安全措置基準について

1. 以下の作業時は墜落・転落等防止のためヘルメットの着用を義務とする。

- (1)舞台上等での設置及び撤去作業時
- (2)搬入口での荷の積み卸し作業時(※車両の積載量問わない)
- (3)上記以外で高所作業等の危険な作業を行う時

※保護帽(ヘルメット)は型式検定(国家検定)に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければならない。〔労働安全衛生規則(安衛則第151条の74)より〕

2. 安全保護器具類であるヘルメットは、労働安全衛生法 第四章(事業者の講ずべき措置等)の範囲に抵触するため、当劇場からの貸出はいたしません。持ち込みのご対応をお願いいたします。

上記の基準は、施設をより安心安全に使用していただき、ご利用者様の事故等を未然に防ぐことを目的としております。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。